

公益法人制度改革と日本山岳会

新法に合わせ まず定款改定

公益法人化プロジェクトチーム 佐野忠則

この12月に施行される公益法人制度改革法によって、社団法人日本山岳会は大きな岐路に立たされている。存続の根幹にかかわる問題だけに、十分な討議が必要だと思われる。いくつかの問題点を含めてその現状を、プロジェクトチームの佐野忠則氏に中間報告してもらう。

日本山岳会は創立以来今年で103年目に入っていますが、社団法人になったのは1941(昭和16)年のことです。以来、民法第三十四条に基づき「公益法人」として定款を定め、活動を続けてきました。

しかし、いわゆる構造改革に沿って平成18年6月に公布され、この12月に施行される公益法人制度

改革法により大きな変化を迎えます。12月以降5年間のうちに、新法でいう「一般社団法人」になるか、それとも国の認可が必要な「公益社団法人」への道を選ぶか、あるいはNPOなど第三の道か……。否応なしに選択を迫られます。

制度改革と選択肢

民法第三十四条が定める従来の

「公益法人」(公益に関する社団または財団で営利を目的としないもの)は、公益に関するかどうか主務官庁(注1)が判断したうえ、その裁量によって設立の認可をし、税制面で次のような優遇措置が与えられてきました。

* 税法上の収益事業(33業種)以外は非課税。

* 金融収益課税も非課税。

* 収益事業への法人税は軽減税率を適用。

* みなし寄付制度の適用(注2)。

* 特定公益増進法人格を取得すると、個人や法人の寄付金控除が可能。

現在、わが国における社団法人と財団法人の数は実に2万5000法人にも及びます(平成18年時点)。ひと口に社団法人や財団法人

といっても、文字通り公益性の高い活動を通して社会貢献をしている公益法人がある一方で、既に民法制定から100年以上が経過し制度疲労を起しているという指摘や、公益法人の設立認可プロセスにおける主務官庁の裁量の強さや監督の不透明さから、いわゆる官僚の天下り先となっている公益法人もあるなど、数々の問題点が指摘されてきました。

こうした背景のなかで、公益法人制度の改革が進められているわけですが、具体的には、政府の推進する公益法人改革は、従来の主務官庁による認可・監督制度を改めて、登記だけで設立できる制度に転換し、公益法人を役所の関与から自由にしようとするものです。登記だけで設立できるのが「一般

「一般財団法人」です。ただし、従来のように無税で保護されることはなく、企業と同様に納税の義務があり、さらに公益目的の計画の策定・実施、それに公益目的の財産残額がゼロになるまで、毎年の進捗状況の報告が義務づけられます。

また、数ある法人のなかから、特に公益性(社会貢献度)の高い法人についてはこれを「公益社団法人」「公益財団法人」とし、税制などで優遇することにしました。国の〈公益等認定等委員会〉による認可制で、「公益社団法人」となれば社会的評価、地位が一段と高まることは確かです。ただし、認可を受けるハードルはきわめて高いとされています。

以上二つの道のほか、NPO法人化、他法人との合併などという第三の選択肢もありますが、いずれの場合も「公益目的支出計画」の策定、実施を求められています。なお新法が施行されれば、従来どおりの形で日本山岳会を運用していくという選択はありません。

「一般法人」か「公益法人」か
法制上の一般論を離れて、わが

社団法人日本山岳会に当てはめて考えます。

まず「一般社団法人」の場合です。大きな問題は当山岳会が一般社団法人に移行する場合は、これまで無税で蓄積した財産を公益目的の事業に支出する必要(公益目的支出計画という)があるという点です。東京・四番町のルームや備品、図書、上高地の「さんげん(山岳研究所)」といった現有財産の安定的確保が困難になると思われる。宮下秀樹会長が「山」1月号の新年の挨拶で「会員一人ひとりの会費納入と資産蓄積の努力によって築かれてきた山岳会の存立資産を含む財政基盤が危うくなる」と述べているのはこのことです。

一方の「公益社団法人」の場合です。〈公益等認定等委員会〉に申請して公益認定を受け「公益社団法人」となれば資産を失う心配はありません。ただし認可を受けるには次のような「公益認定の基準」をクリアする必要があります。
*法で定める公益目的事業(23事業)を行なうことを主たる目的としていること。

*公益目的の事業比率が、費用で計って100分の50以上(半分以上)



「高尾の森づくり」など、公益性が高いと言われる森林整備運動

であること。
*経理的基礎および技術的能力を有すること。

*法人の関係者に特別の利益を与えるものでないこと。

このうち「法で定める公益目的事業(23事業)」を日本山岳会の定款第2章「目的および事業」に照らし合わせてみますと、〈学術、科学振興〉〈文化、芸術振興〉〈児童、青少年の健全育成〉〈教育、スポーツを通じて国民の心身の健全発展に寄与〉〈国際相互理解の促進〉〈自然環境保護〉など8つの事業目的が、適合します。

新制度は平成20年12月に施行されて、申請の受付が開始されます。

そして5年後の25年11月にはすべての法人について移行期間が終了します。5年以内に進路を決める必要があるということです。移行期間中、既存の社団、財団法人は特例民法法人と呼ばれます。

日本山岳会はどうする

現在ある社団法人、財団法人などの公益法人のうち、公益認定基準に適合するためのハードルは非常に高いといわれています。法人の多くを占める業界団体などは適合困難と予想されていますが、創立以来100年余、日本のアルピニズムをリードするとともに登山技術の普及、自然保護活動の推進などに貢献してきた日本山岳会の場合は、認可への道は開けているといえます。

公益認定を受け、幅広い活動を続ける方向で宮下会長はじめ9名のメンバーで「公益法人化プロジェクトチーム」を発足させ検討を開始しています(注3)。

問題点としては、公益目的事業の明確化および更なる具体化、本会を支えてきた各支部の独自の活動を継続するなかで全体として公益認定を受けられるような仕組み



救急救命法の講習なども公益性が高い

の検討、などが挙げられます。しかしながら、繰り返しますが公益認定のハードルは高く、また仮に公益認定を受けたとしても、公益社団法人としての永続的な活動が可能かどうかを見極めたうえで進路を決める必要があります。

会員の皆さんのアイデアとご協力が不可欠です。今後とも皆さんのご協力をお願いします。現在、手続きなど不明な点が多くありますが、明らかにされ次第、プロジェクトチームで検討し、皆さんにお知らせしていく予定です。疑問やご意見がおりの方は委員までご連絡ください。

定款変更のスケジュール

ところで、最終的な進路を決断する前に、新法の規定に基づいて、新法に適合する組織とするための手続きが必要となります。

このため平成21年5月の総会で1回目の定款変更(3ページの表を参照)(A)を行ないます。これは一般社団法人となることではなくあくまでも法に適合させるための変更です。並行して、将来的にどの進路をとるかの検討を進め、公益社団法人を目指す場合は22年5月遅くとも次の年の総会で最終的な定款変更(B)を行なう必要があります。変更する定款の条項は別表のとおりです。会員各位のご理解を重ねてお願いいたします。

(注1)本会の場合は文部科学省。
 (注2)みなし寄付制度II公益法人が収益事業によって得た資金を非収益(公益)事業に支出した場合、一定割合を収益事業にかかる寄付金とみなして損算入できる制度。
 (注3)プロジェクトチーム委員II
 竹内哲夫(委員長)、村木潤次郎、河野長、藤本慶光、佐野忠則、宮下秀樹、鰐坂青青、神崎忠男、吉永英明(19年7月の理事会で承認)

「一般社団法人」と「公益社団法人」の比較

	一般社団法人	公益社団法人
メリット	①国の指導・監督がなくなる。 ②公益事業にとらわれず、支部も含めた活動の自由度が増大する。	①社会的評価が格段に高まる。 ②寄付金控除等の税制上の優遇措置が受けられる特定公益増進法人になる。 ③JACの現有財産の安定的確保が図れる。 ④“森づくり”における公有地の借り受けが容易。
デメリット	①社会的評価が低下する。 ②税制上の優遇措置が受けられない(営利法人に対するとほぼ同様に課税される)。 ③JACの現有財産の確保が困難。公益目的支出により概ね2億円以上(推定)の支出が強制される。 ④“森づくり”における公有地の借り受けが困難になる。	①国の指導・監督が厳しくなる。 ②公益事業の推進を求められる。 ③収支における公益目的支出が、支出の50%以上と規定される。 ④“支部”の扱い及び“支部助成金”の扱いを検討しなければならない(支部助成金の用途の明確化)。

変更する定款の条項

A = 1回目の定款変更 (21年5月)	B = 2回目の定款変更 (22年5月以降)
<ul style="list-style-type: none"> ● 理事会・会計監査人の設置規定 ● 代表理事・執行理事選任規定 ● 必要な設置目的変更、組織変更 	<ul style="list-style-type: none"> ● 名称(公益を冠する)規定 ● 認可取り消し時財産贈与規定 ● 清算時財産公益帰属規定 ● 公益目的不可欠財産に該当する財産がある場合、その指定、維持・処分の方法規定、など

* B=2回目の定款変更項目は公益社団法人の場合を示しており、一般社団法人の場合は少し異なります。